

佐々町学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に規定する学校給食の目標に鑑み、学校給食物資納入業者(以下「納入業者」という。)の登録等に係る手続の公正を図ることを目的とする。

(学校給食物資の調達)

第2条 町長は、学校給食物資の調達を、納入業者から行うものとする。

(納入業者の登録申請)

第3条 納入業者への登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、佐々町学校給食物資納入業者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該営業に係る営業許可書の写し
- (2) 食品衛生法許可書の写し及び食品衛生監視票の写し
- (3) 市町村税の完納証明書
- (4) その他、町長が特に必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当と認める場合は、前項各号の書類の全部又は一部を省略することができる。

3 申請の期間は、町長が別に定める期間とする。ただし、町長が認めるときは、当該期間外に申請を受け付けることができる。

(納入業者の登録決定)

第4条 町長は、前条の申請を受けた場合は、次の各号に掲げる基準に従い、審査を行うものとする。

- (1) 町内に本社又は営業所があること。ただし、公益財団法人長崎県学校給食会及び町内での製造・加工又は必要数量等の調達が困難な食品については、この限りでない。

- (2) 食品衛生法その他の食品の衛生管理に関する規程を遵守していること。
 - (3) 許可業者については、食品衛生監視票の監視評点が 85 点以上であること。
 - (4) 給食に必要な量を確保できること。
 - (5) 指定の期日、時間及び場所に物資を納入できること。
 - (6) 納入物資に不良品がある場合は、直ちにこれを交換し、又は返品に応じることができること。
 - (7) 営業実績が 6 か月以上あり、経営状況が良好であること。
 - (8) 納税義務が履行されていること。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、地産地消の観点から町長が適当と認める業者は、登録を決定することができる。
 - 3 町長は、前 2 項の審査により、登録の可否を決定し、申請者に対して、佐々町学校給食物資納入業者登録通知書（様式第 2 号）により、通知するものとする。
 - 4 前項による登録の決定を受けた業者（以下「登録者」という。）は、佐々町学校給食物資納入業者登録簿（様式第 3 号）に登載するものとする。

（登録の有効期間）

第 5 条 登録の有効期間は、当該登録の決定があった日の属する年度の翌年度 1 年間とする。

- 2 第 3 条第 3 項ただし書の申請により決定された登録の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該登録の決定を受けた日からその属する年度の 3 月 31 日までとする。

（登録の効果）

第 6 条 町長は、学校給食物資の調達に当たり、登録者を見積合わせ等による業者選定に参加させることができる。

(申請事項の変更)

第7条 登録者は、申請事項に変更が生じたとき、又は廃業若しくは休業をするときは、佐々町学校給食物資納入業者登録事項変更・廃止等届(様式第4号)を原則2か月前までに町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号の事項を遵守しないとき。
- (2) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。
- (3) 登録者が登録の取消しを申し出たとき。
- (4) その他登録者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者に対し佐々町学校給食物資納入業者登録取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(契約)

第9条 学校給食物資の購入に係る契約は、佐々町財務規則(昭和42年佐々町規則第8号)及び佐々町建設工事執行規則(昭和30年佐々町規則第1号)に定めるところによる。ただし、物価の変動が著しい生鮮食料品その他の物資については、見積書を徴し、協議の上、これを決定することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。